

## 『法律語彙初稿』の語彙と翻訳特徴

吉田 慶子

### Considering the sense of language and translation method of Japan's first legal Bilingual dictionary "horitu goi syokou"

YOSHIDA Keiko

#### 摘要

《法律词汇初稿》是明治16（西历1883）年12月日本首次由司法省发行的法日法律用语对译辞典。

据穗积陈重先生的《法窗夜话》记载，明治维新时期迫于修改不平等条约的需要，为了短时间移植西方法律，政府决定将当时被认为最先进的法律制度法国拿破仑法典翻译为日语后使用。为了解决翻译过程中日语里不存在近代法对译词的窘境，本辞典中部分词汇采用了按照法语发音造新字的办法。该项目从明治12年提案到16年完成费时4年时间。

本稿通过对卷头的例言以及郑永宁撰写的音译字例的分析，考察明治初期日本对西方法律词汇的理解和翻译手法。

キーワード：『法律語彙初稿』、音訳新字、翻訳法、近代法律語

#### はじめに

『法律語彙初稿』（以後、本辞書と呼ぶ）は、司法省が編訳し、明治16（1883）年12月に発行したはじめての本格的な官製仏和法律用語辞典である。

本辞書巻頭の例言の記載によると、当該辞書は明治12（1879）に発案してから約4年間の歳月を費やして完成したものである。

穂積陳重（1916）の記載によれば、辞書をつくる背景には日本が明治初期において条約改正など余儀なくされた状況の中、短時間でフランス法を翻訳して継受することになったが、近代法律用語の対訳語の欠乏という困境の打開策として仏語の発音を基

に新字を創造し、同一視するアイデアが出された。そのため、中国語の通じる鄭永寧氏等に法律用語の新字の作成が命じられたようである。

本稿は、巻頭にある例言と鄭永寧氏の音訳字例の内容を中心に、明治初期における日本の西洋法律用語の翻訳手法について考察する。

## 1. 『法律語彙初稿』の作成背景

### 1.1 近代法の継受

本辞書の「例言」において、辞書作成の経緯を次のように説明している。

方今翻譯最世務ノ急タリ而メ翻譯諸語大約元意ヲ失ヒ看者茫洋津ニ迷ヒ事実ヲ誤認スルモノ蓋シ  
渺カラス往者大木司法卿文部ニ在リ旨ヲ承ケテ学政ヲ改正ス時ニ此弊ヲ憂ヘ委員ヲ撰ミ大ニ字書  
ヲ編成セントシ僅ニ手ヲ下スニ及ンテ轉シテ司法卿ト為リ事竟果サス頃日大木卿司法ニ於テ又前  
意ヲ継キ法律字書ヲ編成セント欲シ本課ニ命シ先ツ是編ヲ譯述セシム然ドモ此譯述スル所ノ諸語  
亦未穩當ナルヲ必セス但書寫ノ勞ヲ省カンタメ姑ク之ヲ印刷ニ付ス

大木司法卿こと大木喬任であるが、彼は弱冠 39 歳の若さで初代文部卿（現在の文部科学大臣）として日本の近代教育の確立に尽力し、国家体制や法制度の構築に携わった人物である。江藤新平の後、大木喬任は第 2 代の司法卿として就任、最初期の課題としてもっとも重視したのは司法官の育成であった。また近代諸法典の編纂に尽力した人物である<sup>1)</sup>といわれている。

例言の記載によれば、当時の政務にとって翻訳は緊急課題であるにもかかわらず翻訳作業において、もとの意味を失ったり、事実の誤認が多く生じている。そのため、新漢字を創造し、仏語の発音と同一視する策が出され、大木司法卿から直々の命令を受け、法律用語辞典を編纂する運びになったようである。

また、「例言」に「譯語既ニ人々慣用シ来リ勢ヒ改ムヘカラサルモノハ妥當ナラサルモノト雖モ舊案ニ循ヒ叨リニ之ヲ補正セス」と記している点から、当時乱立する訳語の統一をはかる意図も含むと考えられる。

穂積陳重の『法窓夜話』にもこの経緯を詳しく記している<sup>2)</sup>。

法は国民意識の表現であるという位であるから、一国の法を他国に継受することは、決して容易の事ではなく、多くの心労と、多くの歳月とをもって漸く其民情に適し、其時要に应ずるだけを継受することが出来るものである。然るに、我明治維新當時の大政事家連中は、過去には回天の事業を仕遂げた経験があり、現在には嘗て夢想だもせざりし泰西の文化を觀、将来には條約改正の必要があったので、一挙して能く彼の文物制度を我邦に移植することが出来るも

1) 『大木喬任』(2012) 佐賀県立佐賀城本丸歴史館作成、重松優著

2) 『法窓夜話』(1916) 第四七話「大木司法卿の造語造字案」、158-163 頁

のと信じて居たやうである。彼の江藤司法卿が「フランス」民法を翻譯して我民法と為ようとした如きは、就中最も大膽なものであるが、其後ち大木司法卿も亦た泰西の法律を我国に輸入するには、譯語を作るの困難があるのみならず、其作った譯語は、素と彼に有って我に無い事物を指すのであるから、どうせ我國民に取っては新語である。故に彼の語の發音を其儘に我に取る方が彼我相通じてよいから、いっそ新字を製して直ちに之に原音を發せしめて、原語と同視せしめる方がよいと考えられた。そこで省内に委員を置き、當時支那音に通じたる鄭永寧氏等をして法律語の新字を作らしめることとなったが、委員の案は明治十二年に成り、其結果は同十六年に「法律語彙」と題して出版せられることとなった。同書は実に一千七百七十餘頁の大冊で、法律語を a b c の順に並べ、之に譯語又は新語、新字を附し、本義、釋解、参照をも添えてあって、実に本邦法律史上無類の奇書である。

法律用語の新字の作成を命じられた鄭永寧氏は、文政12（1829）年8月11日長崎で呉氏六秀（呉家の秀才兄弟）の末子に生まれ、代々唐通事の鄭家を継ぎ、明治2年外務省に入り、大訳官、外務少記、1等書記官、権大書記官と累進した大秀才である。彼は柳原前光、伊達宗城、副島種臣、大久保利通、森有礼、伊藤博文の各清国派遣に随行、談判通訳に従事した明治時代の外交官として大活躍し、司法省に移ってから『大清會典』の作業にあたり、明治13年にフランスのナポレオン法典の中国語訳版『法国律例』の訓点付けを務めた人物として知られている<sup>3)</sup>。

## 2. 『法律語彙初稿』について

『法律語彙初稿』は、司法省が編訳し、明治16（1883）年12月に司法省が発行したはじめての本格的な官製仏和法律用語辞典である。1997年2月に芦部信喜を中心に編集した日本立法資料全集 別巻5『法律語彙初稿：仏和法律用語辞典』として復刻版が発行されている。さらに、2005年2月龍溪書舎から出版された『明治後期産業発達史資料』（別タイトル：法律語彙初稿：司法省蔵版、下）に司法省明治16年刊の複製版がある。

なお、今回用いた『法律語彙初稿』の書誌は以下の通りである。

『法律語彙初稿』 司法省編訳、司法省発行 国立国語研究日本語史研究  
資料請求記号 (03) 34/H89 資料ID 1000105625

本資料は、封面、編纂委員による「例言」、鄭永寧の「音釋字例」の説明、増補新字、訂正、本文、(語彙) 目録によって構成されている。本文は「前付」、「アノ部」、「ベノ部」、「セノ部」、「デノ部」、「エノ部」、「エフノ部」、「ゼノ部」、「アシウノ部」、「イノ部」、「ジノ部」、「エルノ部」、「エムノ部」、「エヌノ部」、「オノ部」、「ペノ部」、「キウノ部」、「エルノ部」、「エスノ部」、「テノ部」、「ユノ部」、「ウェノ部」によって構成される。

3) 『朝日日本歴史人物事典』、『デジタル版 日本人名大辞典 +Plus』などを参考。

## 2.1 『法律語彙初稿』にみられる特徴

### ・表記形式

本辞書は次のサンプルが示すようにフランス語の発音、対訳語に続き、語源や品詞の解説のほか、最後に法学関連情報の解説をつける方式をとっている。

<p>Abandon</p> <p>アノ部</p> <p>委棄</p> <p>アバンドン</p> <p>〔本義〕</p> <p>〔解釈〕</p>	<p>アノ部</p> <p>←発音による分類</p> <p>Abandon</p> <p>←フランス語の見出し</p> <p>アバンドン</p> <p>←フランス語発音を示す仮名</p> <p>委棄</p> <p>←日本語対訳語</p> <p>〔本義〕</p> <p>←語源、品詞などに関する詳細な解説</p> <p>〔解釈〕</p> <p>←意味解釈</p>
--	--

そして、見出語以外の関連用語は意味、解釈だけでなく関連条文も確認できるようになっている。

<p>Abandon de biens</p> <p>アバンドン・ド・ビアン</p> <p>財産ノ委棄</p> <p>〔本義〕</p> <p>〔解釈〕</p> <p>〔参照〕</p>	<p>アバンドン・ド・ビアン</p> <p>←関連条文の提示</p>
---	------------------------------------

### ・見出語の配列

本辞書はフランス語の原書を示していないが、見出語の配列はローマ字順に部類分けしており、その理由を「例言」に記している。

是編部類宜ク我カ四十七音或ハ五十音ヲ以テ之ヲ分ツヘシ雖モ従来譯語用字一格ニ出テス自音亦

在ル所ニ随テ異ナリ故ニ国音ヲ以テ之ヲ分ツトキハ閱者必ス本ニ縁リ魚ヲ求ムルノ惑ヒアラン因テ元書ニ從ヒアベセラ以テ之ヲ分ツ

つまり、本来なら日本語の発音、四七音或いは五十音で部類分けすべきだが、訳語の非統一問題や発音の違いによる混乱を避けるため、フランス語辞典の配列に従いローマ字音をもって分けるようにしている。別の場所でも事例を上げこのことを説明している。

「アイヤン、コース」通常呼テ「エイヤンコース」トナシ「インワンテール」呼テ「アンワンテール」トナシ「エンセール」呼テ「アンセール」トナス然レドモ本篇ハ元本ニ從ヒアベセラ以テ部類ヲ別ツカ故ニ其本部ノ處ニ於テハ特ニ元字ニ從ヒ「アイヤン、コース」ハ之ヲ「ア」之部ニ収メ音ニ從テ之ヲ「エ」之部ニ収メス「インワンテール」ハ「イ」之部ニ収メテ「ア」之部ニ収メス「エンセール」ハ「エ」之部ニ収メテ「ア」之部ニ収メス然レトモ亦釋解其他文章中ニ用#ルトキハ通常ノ音ニ從ヒ「インワンテール」之ヲ「アンワンテール」ト書シ「アンセール」之ヲ「エンセール」ト書シ「アイヤンコース」之ヲ「エンヤン、コース」ト書シ他皆之ニ効ハ

### ・語彙の注釈

語彙の注釈法は、単語を分解して解説する方法を採用している。「例言」の説明は以下である。

「アビッドトリテ」ハ即チ「アビッド、オートリテ」ナリ故ニ注ヲ下ストキハ「アビュ」ハ其義「ド」ハ某ナリ「オートリテ」ハ某ノ義ト書ス又「ビエータオルドル」ハ即チ「ボエー、ア、オルドル」ナリ故ニ注ヲ下ストキハ「ビエー」ハ某義「ア」某ナリ「アルドル」ハ某義ト書ス是類呼称ノ緩急ニ由テ音ニ伸縮アリト雖モ語意ニ於テ異同アルコトナシ然レトモ其成語ノ音ヲ辨センカタメ另ニ口音ヲ付ス

すなわち、発音の違いがあっても、意味において違わないという観点から、「アビッドトリテ」を「アビュ」、「ド」、「オートリテ」のように分解して、個々の意味を示すようにしている。この点についてはのちに翻訳の手法の部分で詳しく論じる。

### ・品詞の表記

また、本辞書はナルシキノ乃などの記号を用いて品詞を示す。また、「例言」の説明では、「ノを以て名詞につけ、乃を以て形容詞につけることで区別する」とし、意味解説の部分で「動詞ヨリ出テタル名詞ナリ」、「名詞ノ変シタル形容詞ニテ」の形で示すこともある。

諸語品種混淆スルトキハ意義ヲ失フ<sup>ノ</sup>亦甚シ<sup>ル</sup>因テ其緊要ナルモノ、大略ヲ指示スルタメ<sup>ナ</sup><sup>ル</sup><sup>シ</sup><sup>キ</sup><sup>ノ</sup>等ノ符徴字ヲ用<sup>ル</sup>而メ<sup>ナ</sup><sup>ル</sup><sup>シ</sup><sup>キ</sup><sup>ノ</sup>假名字ヲ用<sup>ル</sup>モノハ皆形容詞ナリ然ド

モ □ ノ假名字名詞ト形容詞ノ區別ヲ示サン ㄟ尤モ難シ今 □ ヲ以テ名詞ニ付シ乃ヲ以テ形容詞ニ付ス

### ・語彙解説に携わった外国人

本辞典は、語彙の意味解説に関わった人物の名を「リトルニ據ル」のように下線を加えている。以下は登場した人物の名前である。

リトレ、バシユレ（ハシユレ）、ダローズ、ムーロン、センボネ、ブイエ（ブーイエ）、ボアソナー  
ド、リウイエ、ボアタル、ブーフ、ニコラス、ヂ、カデ、セン、アカデミ、ノエル、ソメル、  
エルテラカデ、フランシウニ、セニ、オルトラン、ロセ、ノエル、フォースタン、エリ、リチジウ、  
コレタシオン、オルトラン、ボアクル、ボルリ、ブランシウ、ラブレ

このうち、リトレが一番多く190回、次はバシユレ（ハシユレ）は149回、ダローズは76回、ムーロンは36回である。日本法の近代化に多大な貢献をしたボアソナー  
ドも7回登場している。

### 3. 『法律語彙初稿』の語彙

本辞書の見出語の総数は709語（フランス語）、訳語は673語（句で訳しているもの  
43句は除いた）、数百の音訳新字が掲載されている。

表1 『法律語彙初稿』の収録語彙の統計

類 型	見出し（フランス語）	対訳漢語（句）
アノ部	104	162
ベノ部	27	67
セノ部	106	232
デノ部	64	124
エノ部	44	73
エフノ部	30	55
ゼノ部	13	16
アシウノ部	8	19
イノ部	28	40
ジノ部	13	28
エルノ部	17	33
エムノ部	23	55
エヌノ部	14	10
オノ部	15	40

ベノ部	73	131
キウノ部	5	6
ユルノ部	50	75
エスノ部	31	64
テノ部	19	47
ユノ部	8	13
ウェノ部	17	32

### 3.1 漢語の類型と数

表2 漢語数一覧

類 型	漢語数 (%)
1 字語	15 (約 2%)
2 字語	460 (約 68%)
3 字語	96 (約 14%)
4 字語	76 (約 11%)
5 字語	23 (約 3%)
6 字語	2
7 字語	1

### 3.2 現代語として活用されている語彙

現代への影響という観点から、本辞書の見出し語から現在でも使用されている語彙について調査を行った。法律用語の認定は『法律用語辞典 第4版』<sup>4)</sup>に立項されている語とする。合計716語のうち、約3割以上の語彙は現在も使用されている。このほか、表4から見て取れるように一字、或いは二字を追加し使用している語彙も数多くある。

表3 現代語として活用されている語彙

委棄、廃止、失踪、公訴、免責、行為、証書、訴権、訴諾、紛失、競売、入札、管理、養子、姦通、事件、争訟、揭示、年齢、呼出、呼出状、移付命令、変造、罰金、不動産質、控訴、承認、仲裁、兵器、年金、逮捕、判決、手附（付）、尊属、謀殺、保険、外国人、許可、自認、代言人（弁護士）\*、公告、追放、欄、財産、重婚、手形、認可、善意、誣罔、能力、詐術、場合、保証、保証書、譲渡、両替、為替、情状、法典、選挙人、恐喝（嚇）\*、共有、通報、管轄、従犯、陰謀、仲裁契約、

4) 『法律用語辞典 第4版』（2012）法令用語研究会編、有斐閣

条件、没収、混同、承諾、消費、陰謀、設定、対審、強迫、契約、違警罪\*、偽造、税、欠席、合意、汚穢、控訴院\*、重罪、罪状、集合、管財人、弁論、却下、詐術、破産、賠償、欠缺、缺席、被告人、確定、移転、委任、会議、犯罪、軽罪、居所、回避、流刑、終審、卑属、用方、負債、帰属（する）、障礙、除去、窃取、離婚、詐欺、住所、損害、贈与、法、交換、効力、財産、手形、損壊、釈放、禁錮、裏書、養子、私生子、棄児、公平、身分、執行、要求、示談、鑑定人、引揚、親族、過失、虚偽、目的、資産、請負、費用、果実、質入れ、担保、確認、記録、不動産、費用、付帯、管轄違い、被告人、訴訟、禁止、利益、利息、目録、裁判権、法学、裁判所、精算、法律、令状、代理、婚姻、動産、故殺、幼年、検察官、混同、動産、死、転移、出生、質入れ、帰化、懈怠、一事不再理、公証人、更改、無効、義務、職務、命令、弁済、親族、検事局、検察官、相続財産、刑、弁論、告訴、警察、占有、起訴、上告、時効、証拠、求刑、特権、手続、争訟、調書、代理、禁止、所有権、成人、夫権、身分、買戻し、報告、隠匿、再犯、懲役、認知、保証、上訴、忌避、復権、年金、賠償、修繕、代理、代理者、取消、居所、責任、区域、取消し、危険、請願、捺印、再婚、私印、寄託、通知、会社、連帯、法、相続、期日、遺囑、振出人、証書、名義、引渡し、和解、登記、埋蔵物、裁判所、後見、後見人、慣習、使用、勤務時間、売却、強姦、暴行、上訴

一字或いは二字を追加し現在も使用されている語彙には以下のものがある。

#### 表 4 若干追加している語彙（括弧は追加部分）

附加（物、給付）、不在（者、投票）、出産（休暇、扶助）、増加（恩給）、買取（請求）、服従（義務）、加入（命令）、船舶賃貸（借）、無名（契約）、権（利、能）、墮胎（罪）、賃貸（借）、婿（養子、養子縁組）、恩恵（日）、双務（契約）、原因（裁定）、書類（閲覧権）、物（権）、事（案）、共（同）、同（権）、合名（会社）、執行命令（書）、信用（出資）、日付（後定期払手形）、等級（選挙）、監禁（罪）、肖像（権）、出訴（期間）、例外（法）、例外（法）、裁判外の（和解）、基礎（控除）、船舶賃貸（借）、無益（差押えの禁止）、裁判所書記（官）、無能力（者）、未分（離の果実）、陪審（制度）、賃貸（借）、船舶賃貸（借）、公知（の事実）、自筆（証書遺言）、故障（付船荷証券）、製作物（供給契約）、賭博（罪）、配分（的正義）、本人（確認）、部分（運送）、家産（国家）、増価（競売）、任意（同行）、先取（特権）、予断（排除の原則）、価値（権）、自己の財産（に対する同一の注意）、部分（運送）、誘拐（罪）、抵抗（権）、取戻（権）、帳簿（閲覧権）、分離（課税）、地役（権）、交互（尋問）、拳証（者）、評価（益）、終身（雇用）、盗（用）、無益（差押えの禁止）



#### 4. 『法律語彙初稿』にみられる翻訳特徴

大久保泰甫（1981）は「法の継受と言語」について論じる際、法の継受は「異文化との接触による文化変容過程」<sup>5)</sup>の一環としつつも、異質の法の移入には「翻訳は、外来法を導入し定着させる具体的プロセスそのもの」<sup>6)</sup>と、「法の継受過程の一つの核心をなしている」<sup>7)</sup>と示唆している。

言語の問題に焦点を当てるならば、日本人にとって、日本語と外国語の交渉は漢語、すなわち中国語との文化交渉から始まり、その次はヨーロッパ言語となる。近代日本語という観点からみるならば、江戸時代に行われたオランダ語の翻訳、つまり蘭学の翻訳による影響が大きい。このことは杉本つとむの『近代日本語の成立と発展』<sup>8)</sup>からその全貌を窺い知ることができる。

一方、赤木（1980）は「漢学の影響はあらゆる面に及び、蘭文の読み方にまでその影を落としていた。蘭文と日文の語順がちがうため、蘭文の解釈にあたっては、まず各語の下に和語ないし漢語を与え、つぎに全体をにらんで文意をつかむ段になると、訳語の列に返り点を打つ方法が推奨された。この方法によれば蘭文のわきに結果的に漢文がつくられることになった。」<sup>9)</sup>と蘭学の翻訳方法は、伝統的な漢学の方法から強い影響を受けていると指摘している。この「各語の下に和語ないし漢語を与え」は前述した例言の語彙注釈の解説を彷彿とさせる感がある。

このような独特な異文化の受容方法は今日の外国語学習に影響を与えているといわれ、本稿も同様な視点から『法律語彙初稿』における語彙の訳出について、検討してみたいと思う。

##### 4.1 蘭学の翻訳法の伝承<sup>10)</sup>

オランダ語の翻訳法については、『解体新書』の次の記載がよく知られている。

一訳有三等。一曰翻訳。二曰義訳。三曰直訳。如和蘭呼曰匾題験者即骨也。則訳曰骨。翻訳是也。又如呼曰加蠟仮匾者。謂骨而軟者也。加蠟仮面。謂如鼠嚙器音然也。蓋取義於脆軟。匾者匾題験之略語也。則訳曰軟骨。義訳是也。又如呼曰機里爾者。無語可当。無義可解。則訳曰機里爾直訳是也。余之訳例皆如是。読者思諸。

さらに本稿では、『解体新書』に記している「翻訳」、「義訳」と「直訳」の翻訳法を

- 
- 5) 林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』149頁、有斐閣新書
  - 6) 林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』153頁、有斐閣新書
  - 7) 林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』153頁、有斐閣新書
  - 8) 杉本つとむ（1998）『近代日本語の成立と発展』、八坂書房
  - 9) 赤木昭夫（1980）『蘭学の時代』33-34頁、中公新書
  - 10) 蘭学の翻訳法の解釈について、杉本つとむ（1983）『日本翻訳語史の研究』を参考した。

中心に検証していく。解釈に関して、杉本つとむの『日本翻訳史の研究』を参考にした。

### ・翻訳

言葉の概念を汲んで日本語、或いは漢語で表現しようとする手法である。翻訳の場合は、多分にある漢学知識を応用して一致する、或いは日本語に近いものを見出し、置換や新しく創造することである。杉本（1998）はこれを「正訳・対訳」とも呼んでいる。本辞書もこのような転用の事例が多くみられる。

たとえば、フランス語の「Achat」を「買取」と訳出した場合は、「翻訳」である。本辞書の解説をみると、

〔本義〕「アシッテ」トイフ動詞より出テタル名詞ナリ「アシッテ」ハ羅匈ノ「アド」ト「カピット」ト合成シタルモノニテ「アド」ハ「ニ」ナリ「カピット」ハ「頭首」ナリ即チ「首トシテ指ス所ノ物ヲ我ニ取ル」又「賃ヲ出シテ物ヲ借ル」ノ義ニ慣用セリ

と解説してある。

『日本国語大辞典』の「買取」の説明をみると、旧義は「演劇の興行で、一座に一時的に買い雇われた役者」、新義は「買って自分の物とすること」とある。一方、『大漢和辞典』は「バイシュ 買ひ取る。〔西域記〕買取此処、興造斯寺。」と記している。

まず、ことばの語源からたどり、ラテン語の意味を吟味して「首トシテ指ス所ノ物ヲ我ニ取ル」、「賃ヲ出シテ物ヲ借ル」の義から漢籍の「バイシュ 買ひ取る」を借用したと推測できる。

### ・義訳

義訳は、いわゆる対訳語がなかった場合に新しく創造することである。『解体新書』は「カラカベン」から「軟骨」が出来あがる過程を事例に説明している。＜軟骨＞という訳語は、まず「カラカ」は「鼠がものをかじる音の擬音で対象を軟らかい物質」と理解したうえ、軟らかいの義から「軟」に訳し、「べん」は漢語の「骨」と訳出して、合成したことばである。この場合は、ことばの意味をよく吟味して訳出する必要がある。本辞書の訳語「時効」の訳出は、この「義訳」である。

例えば、「時効」の解説によると、

Prescription ボアソナード曰ク：「プレスクリプション」ハ「エフェ、デウ、タン」と譯スヘシ、「エフェ」は「効」ナリ、「デウ」は「の」ナリ、「タン」は「時」ナリ

すなわち、「*effet du temps*」をそれぞれ翻訳すると「効の時」になるが、漢語の順読みに置き換えると「時効」になる。つまり、フランス語或いはその語源のラテン語の語基を1つ1つ訳して、漢字を当てた翻訳法である。本辞書には「時効」のよう

な「1字語+1字語」のほか、下記事例の示しているように「1字語+2字語」、「2字語+2字語」も数多くある。

・1字語+1字語

abbreviation

アド（為す）+プレウイス（短くする）

訳語：減短（ラテン合成）

・1字語+2字語

Ab intestat

アブ（ニテ）+エンテスタトエン（無）+テストト（遺囑）

訳語：無遺囑ニテ（ラテン語合成）

immobilières

イン（不）+モビリエル（動産（\*原意移動できる物））

訳語：不動産（さらに不動産質へ）

・2字語+2字語

Antidate

アンチ（前二）+ダト（日附）

訳語：日附線上

・直訳

『解体新書』の「無語可当。無義可解。則訳曰機里爾直訳是也直訳」は、対応する日本語が無い場合、その音を取って訳すことであるが、現代の「音訳」のことを指している。現存の漢字を外国語の音に当てる、或いはカタカナで記するのは一般的であるが、本辞書は、前述した蘭学の直訳から発展させ、新しい漢字を創造してフランス法律語に当てる手法を取っている。本辞書の最大の特徴の一つといえる。

大木卿謂ヘラク是等ノ類直チニ元語ヲ用#ルヲ以テ至便トス但我文字ハ形ヲ主トス人々皆之ヲ慣ヒ視ル（漢字ヲ指ス）因テ今假文字ヲ以テ元語ヲ書スル看者或ハ其錯雜ニ苦マン是其慣フ所ニ非レハナリ況ヤ假名字元字ト發音ヲ殊ニシ到底元音ヲ寫シ得ヘキニ非ス強テ之ヲ為スモ元語僅カニ五六字ニシテ假名字常ニ十数字ヲ用#其長キモノニハ行ヲ專ニシテ猶餘リアルニ至ル不便ト謂ハサルヘケンヤ大木卿因テ新字ヲ製シ直チニ元音ヲ發セシメ以テ元語ト同視セシム兩便ヲ得シメンカ為メナリ新字ハ音譯字例ニ就テ其詳ヲ視ルヘシ

前述したフランス法律語を日本語に翻訳する際生じる対訳語不足の問題、文化の違いなど訳出できない問題を解消するための方策として、音訳、すなわち蘭学の「直訳」という手法も考えられる。しかし、フランス法律語を音訳するといろいろな問題が生

じる。

一つは、外国語から直訳すると普段使い慣れた日本語の文字と異なるため、その複雑さに苦しみ、読みにくい。二つ目は、外国語はわずか5-6文字でもかな文字にすると20字ほどになる。日本語と外国語のことばの発音を無理して直訳するとどうしても長くなる難点が生じる。

そこで、新しい漢字を創造して、その漢字を外国語で発音するというアイデアが生まれた。具体的な方法は巻頭の「音釈字例」において鄭永寧氏が新法律語およびその新字をつくる標準を説明している。

一、茲ニ堂論ヲ奉シ、支那字ヲ用テ、法国律語ノ音ヲ釈ス、其旨趣ハ、凡原語ノ訳シ難キ者、及ヒ之ヲ訳スルモ、竟ニ其義ヲ尽シ得サル者ハ、皆仮リニ意識ヲ下シ、別ニ漢字ヲ以テ、原字ノ音ヲ照綴シ、更ニ之ヲ約併シテ、二字或ハ一字ニ帰納シ、其漢音ニ吻合スルヲ以テ、洋音ヲ発シ、看者ノ之ヲ視ル。猶原語ヲ視ル如クナラシム、其漸次ニ約併セルハ、簡捷ヲ尚ブ所以ナリ。

一、一字ト為セシ者、皆新様ニ似タレドモ、敢テ古人製字ノ法ヲ倣フニ非ス、其旁画、動モスレバ疑似ニ涉ルヲ以テ、□□等ノ片ヲ加ヘ、故ラニ字形ヲ乱シ、以テ真字ト分別アルヲ示ス、且此字ニ音無ク義無シ、即原語ノ音ヲ縮メテ、此字ノ音ト為ス者ナリ。

一、新字ノ頭ニ、□アル者ハ、重頭ノ語ナリ、他ノエ、イ、□、ユ、モ埃伊阿餘（ルビ：エイオユ）頭ノ語ニシテ、□アル者ハ、匍（ルビ：ベ）以下ノ単字頭ト知ルベシ。

すなわち、翻訳できない、或いは翻訳してもその意味が完全に得られないことばを一旦意識し、別の漢字に置換した上で、漢字の発音に合わせて二字或いは一字に簡略し、さらにフランス語の音を以って発音する手法である。しかも新字を作るときは、古人の漢字の作り方を採用せず、部首を付け加え元の漢字と区別する方法を取っているようである。紙幅の関係上、創造された新字の一部を記載する。

下記表はアノ部の新字の一部であるが、その特徴を窺うことができる。

𠄎 □ + 幹 ⇒ アツと発音	𠄎 □ + 腕 ⇒ ワンと発音
𠄎 □ + 鑿 ⇒ アオと発音	𠄎 □ + 軋 ⇒ アツと発音
𠄎 □ + 圪 ⇒ アツと発音	𠄎 □ + 死 + 巾 ⇒ エオンと発音

前述穂積重信の著書では、これを「本邦法律史上無類の奇書」というが、中国語の造字法から考えればむしろ昔から使われてきた手法の一つである。本稿では、紙幅の関係上、漢字の造字法を考察の対象から外すこととする。別稿に譲りたい。

## 4.2 翻訳に関連するその他の記載

「例言」には翻訳に関連するその他の記載も多くみられる。

### ・外国語の翻訳について

「国家によってその言語、文字も異なる。日本にあるものは外国になく、逆に外国にあるものは日本にないため、訳すことができず。無理して訳しても、ただ形似を求めて文字の面目を粉飾するにすぎない」と明治初期における外国語を翻訳する難しさを物語っている。

邦国域ヲニスレハ其言語文字勢ヒ同シキヲ得ス況ヤ我有リ彼ニ無ク彼有リ我ニ無キモノニ至リテハ決シテ譯ノ下スヘキナシ強テ之ヲ譯スルモ徒ニ之レカ形似ヲ求メテ文字ノ面目ヲ粉粧スルニ過キス

### ・同義語・類義語・多義語の処理

また、法律用語対訳辞典という観点から、「プレスクリプション」のように「前書き」の一般用語としての意味と法律用語の「時効」の二つの顔を持つ場合、「一般用語」の意味を持つ言葉の記載を除外している。

そのため、「アブサンス」のように、一般用語としては「不在」を意味するが、法律用語として「失踪」の意の場合は、「失踪」のみ記載する。反対に、「アヂユチカシオン」は「競売」、「入札」と法律用語として二義を持つ場合は、両方とも訳出する。ほかにも、フランス語の同義語処理について、日本語にそれぞれ対訳語が存在しない場合は一語に訳出すると記している。

また、訳語の乱立による混乱を避けるため、用語の統一の観点から対訳語は使い慣れた用語を選ぶ。例え妥当ではなくても、なるべく修正せず、古い用法に従うようにする方針を取っている。

譯語必ス元語ノ本義ニ從フヲ主意トス然ドモ語意展轉變化シ頗ル其本義ト違フモノアリ「プレスクリプション」ノコトキ是ナリ「プレスクリプション」ハ本ト「前書き」ノ義ナレトモ今法ノ慣用スル所ニテハ之ヲ時効ノ義トス其意義ノ相属セサル殆ト雲泥ノ違アリ故ニ是等ノ語本義ニ依ラスシテ現ニ用ヅル所ノ事実ニ從ヒ之ヲ譯ス

元語二三ノ同語アリテ皆其意ヲ同クシ而メ國語一々之ニ填スヘキモノナキトキハ一語ヲ以テ之ヲ兼譯ス又譯語元語ト意義ヲ殊ニスト雖ドモ我方ニ於テ其場合ヲ一ニスルモノハ直ニ我慣用語ヲ以テ之ニ當ツ

元書一語ナルモ譯ナキヲ得サルモノアリ「アブサンス」及ヒ「アヂユチカシオン」ノコトキ是ナリ「アブサンス」普通ノ義ナレハ之ヲ不在ト譯スヘシ而モ法律ノ慣用スル所ニテハ之ヲ失踪ノ義トス「アヂユチカシオン」其一義ハ競売ト譯スヘシ而メ那ノ用處ニテハ入札ノ義ナリ此類兩義俱ニ之ヲ譯出ス及ヒ他ノ一語ニシテ二義三義或ハ數義ヲ含ムモノ亦此例ニ依ル

譯語既ニ人々慣用シ來リ勢ヒ改ムヘカラサルモノハ妥當ナラサルモノト雖モ舊案ニ循ヒ叩リニ之ヲ補正セス

## まとめ

サヴィニーによれば、「法ははじめは習俗や民族的信念を通して習慣法として成立するが、やがてその法の内に働いている力を抽出し理論化する法学が成立する」<sup>11)</sup>と、その法学によって法が生み出されるのが、「法」誕生の本来の姿である。しかし、アジアにおける日本、もちろん中国も同様であるが、大急ぎで西洋式の法典を整備することが迫られ、自生的な慣習法をもとに独自の法学の発達を待つような時間的な余裕は与えられていなかった。そのため、自国で「法」を生み出す法学が成立する前に舶来のものを基に法典が作られることになった。そのための第一歩は翻訳となる。

日本には、江戸時代から蘭学を吸収する際に医学図書を翻訳した経験がある。これはフランス法学を翻訳する場合にも援用できる利点があるが、抽象的な法律用語、「軟骨」のように可視性が少ないという大きな壁にぶち当たる問題もあり、日本社会の実態や法慣習からフランス法を正確に理解するには限界が生じる問題も容易に想像できる。本辞書は蘭学の訳語法を継承しながら、法学という新しい分野の翻訳を模索するものとなる。

本稿は、『法律語彙初稿』巻頭の「例言」、「音訳事例」を中心に、フランスの法律用語を日本語に翻訳する手法という側面から考察した。総じて、蘭学の翻訳手法を取り入れながら、漢学の蓄積を土台に日本や中国の古典から言葉の借用、先行して刊行されていた和書や漢訳洋書の類から訳語の採用、音訳語からさらに新しい漢字を創造するなどの特徴づけることができる。近代のように短時間に大量な情報を受け入れるためには、これらの造語法は手っ取り早い方法であったといえる。

今回の調査を通して、明治初期の知識人たちがどのような形で異質の法文化を吸収しようと努め、またどのような経緯で受容してきたのかを知るための手がかりになる。また、このような辞典の編纂を通じて、法律専門用語の統一につながり、その後の日本語による法学教育に寄与するという観点から極めて興味深いものである。

今後はさらに語彙全体への調査、漢字の造字法などについてより詳細な調査分析が必要と考える。

## 参考文献

- 赤木昭夫（1980）『蘭学の時代』中公新書  
 内田貴（2018）『法学の誕生』筑摩書房  
 重松優（2012）『大木喬任』佐賀県立佐賀城本丸歴史館作成  
 杉本つとむ（1983）『日本翻訳語史の研究』八坂書房  
 杉本つとむ（1981）『語彙と句読法』桜楓社  
 高野繁雄男（2004）『近代漢語の研究』明治書院

11) 内田貴（2018）『法学の誕生』116頁

林大・碧海純一編（1981）『法と日本語』有斐閣新書

穂積陳重（1916）『法窓夜話』有斐閣

法令用語研究会編（2012）『法律用語辞典 第4版』有斐閣

諸橋轍次著 鎌田正・米山寅太郎修訂増補（2000）『大漢和辞典』大修館

『日本国語大辞典 第二版』（2003）小学館

## 謝辞

本論文は、大連交通大学の日本人教師 圓佛若菜先生にみていただき、貴重なご意見をいただきました。また、拙い論文をご丁寧にお読みいただき、有益なコメントやアドバイスをくださった査読の先生に、重ねてお礼を申し上げます。